

見附市「週休2日適用工事」実施要領（令和6年11月1日時点）

Q & A

	Q	A
1 (現場着手日)	工事現場の週休2日対象期間(aa日)初日となる「現場着手日」はどう決めたら良いですか？	「現場着手日」とは、本来現場事務所建設又は測量を含めた現地作業の初日を示しますが、測量等の作業から本工事着手までの空白期間を現場閉所日数に計上すると週休2日取得推進の趣旨から外れるため、「現場着手日」は、本工事着手日又は本工事着手直前の資機材、建設機械、仮設材、材料搬入等の日を実施日とします。
2 (現場完了日)	工事現場の週休2日対象期間(aa日)最終日となる「現場完了日」はどう決めたら良いですか？	「現場完了日」とは、現場の後片付けを含めたKY活動実施最終日を示しますが、構造物築造（下水道工事は管布設等）の完了から本復旧までの自然転圧期間や本体工事完了から現場事務所の片付までの不必要な空白期間を現場閉所日数に計上すると週休2日取得推進の趣旨から外れるため、「現場完了日」は概ね連続して施工する構造物築造の完了日とします。 ただし、構造物築造完了後に概ね連続して後片付け工の一部又は全部を実施し、不要な空白期間が少ない場合については、概ね連続して行った現場作業最終日とします。
3 (祝日の休工)	祝日に休工した場合、現場閉所になりますか？	現場閉所日となります。 仮に1週間で土日の他に祝日1日の3日間休工した場合、現場閉所日数は3日計上します。
4 (就業規則との相違)	会社の就業規則が4週8休となっていない場合は、週休2日(4週8休以上)の現場閉所は難しいと思いますが、どのように考えられますか？	就業規則が4週8休となっていない場合も 工事現場の週休2日(4週8休相当)取得の取組は可能と 考えます。 4週8休相当とは対象期間において、28分の8以上の休日を確保することをいいます。就業規則に関わらず、本制度の趣旨をご理解いただき、週休2日の取得推進に取り組んでください。

	Q	A
5 (現場閉所)	前日に施工可能と判断し、朝に作業員等が現場に集合したが、天気予報が外れ、現場施工を断念し作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？	気象状況等による予定外の現場閉所も、現場閉所日とします。 ただし、材料搬入等の現地作業が少しでも行われた場合は、原則として現場閉所日になりません。
6 (現場閉所)	天候不良が予想され、前日等事前にA現場を休工した時、該当する作業員が、他のB現場にて従事した場合にも、A現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか？	A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A現場は現場閉所していることから現場閉所日として扱います。 A現場とB現場が同じ工事の場合、工事の全施工箇所現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。
7 (突発的な対応期間)	降雪により当日の現場作業が除雪のみの場合、対象期間から除くことは可能でしょうか？	現場作業が除雪のみとなった場合、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として対象期間から除くことができます。
8 (工期延長)	計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められますか？	通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。 「暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、暴動その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない」事象が発生した場合は、中止することで工期延長が可能です。
9 (半日の閉所)	午前もしくは午後のみ休工とした場合は半日の閉所日となりますか？ また、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所日となりますか？	1日単位での休日取得を確認するものであるため、半日の休工は閉所日となりません。 連続した半日単位の現場閉所についても、一般的に両日とも出勤日として扱うため閉所日として扱いません。
10 (連休前後の閉所)	年末年始及び夏季休暇や大型連休の前後に集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？ 仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか？	対象期間には年末年始6日間・夏季休暇3日間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。 仮に大型連休の前後に現場閉所した場合、年末年始6日間と夏季休暇3日間を除き対象期間に該当するため、どちらも2日間は現場閉所日とします。

	Q	A
11 (連休前後の閉所)	<p>年末年始及び夏季休暇や大型連休の前後に集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？</p> <p>仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか？</p>	<p>対象期間には年末年始6日間・夏季休暇3日間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。</p> <p>仮に大型連休の前後に現場閉所した場合、年末年始6日間と夏季休暇3日間を除き対象期間に該当するため、どちらも2日間は現場閉所日とします。</p>
12 (不連続の閉所等)	<p>工程上、週休2日や連続する休日が難しい場合はどのようにすればよいでしょうか？</p>	<p>土日に現場閉所ができなかった場合は平日の代休取得により週休2日相当の現場閉所率を達成してください。</p> <p>現行制度では現場着手日から現場完了日までの対象期間内における現場閉所率により達成を確認しますので、週により現場閉所日数変動してもかまいません。</p>
13 (夜間工事)	<p>夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか？</p> <p>仮に、金曜日22:00から土曜日6:00まで施工し、次に日曜日22:00から月曜日6:00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか？</p>	<p>金曜22時から土曜6時の施工は、一般的に金曜(夜間)出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜22時から月曜6時についても同様に日曜(夜間)出勤となります。</p> <p>その間に挟まれた土曜については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱い可能と考えます。</p>
14 (休日の交通規制)	<p>現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員を配置する場合は、現場閉所日となりますか？</p>	<p>現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員のみを配置し、その他一切の現地作業(現場事務所内での作業も含む)を行わない場合は現場閉所日として扱います。</p>
15 (申し出の期限)	<p>「月単位」の受注者希望型において、受注者の希望の有無を監督員と協議することとなりますが、申し出の期限はありますか？</p>	<p>特に期限はありませんが、施工計画書提出の前までとします。</p>
16 (機械の点検や保守)	<p>施工機械の点検やその修理等を行った日は現場閉所となりますか？</p>	<p>施工機械の点検やその修理のみを行った場合は、保守点検の一環として現場閉所となります。</p>
17 (未実施における罰則)	<p>実施において週休2日を達成できなかった場合、減点などのペナルティはありますか？</p>	<p>提出された計画工程表が通期の週休2日前提でなく、その後の打合せで監督員の修正指示に応じないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢がない場合には減点措置となります。</p>

	Q	A
18 (月単位への変更)	当初打合せ時に、月単位を希望せず通期により実施していたが、工事進捗が良好で、月単位が実施で達成できた場合は、月単位扱いとなりますか？	施工途中において通期、月単位を変更することはできません。ご質問の事例は通期の扱いとなります。月単位を達成できる見込みがある場合は、積極的に希望をお願いします。

令和6年10月1日作成

令和6年11月1日更新